



鳥取県公報

平成14年 2月22日(金)
号外第23号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則	教育職員の免許状に関する規則及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(1)(小中学校課)..... 1
	鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則(2)()..... 3
	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(3)(高等学校課)..... 4
	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(4)()..... 5
	鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則(5)()..... 8
	鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則(6)(生涯学習課).....10
	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(7)(体育保健課).....12

教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 2月22日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第1号

教育職員の免許状に関する規則及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員の免許状に関する規則(昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(臨時免許状に係る教育職員検定の出願) 第11条 略 2 免許法附則第9項の規定の適用を受ける者で、教育職員検定を受けようとする者は、前項第1号及び第2号の書類に替えて、 <u>准看護師又は看護師の免許証の写</u>	(臨時免許状に係る教育職員検定の出願) 第11条 略 2 免許法附則第9項の規定の適用を受ける者で、教育職員検定を受けようとする者は、前項第1号及び第2号の書類に替えて、 <u>准看護師又は看護婦の免許証の写</u>

しを添付しなければならない。

3 略

様式第6号(第7条、第9条 第11条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 2の免許状の記載方法は、所有する免許状(教育職員、保健師、看護師等)ごとにその種類(校種、種別及び番号)を記載すること。
- 3~6 略

しを添付しなければならない。

3 略

様式第6号(第7条、第9条 第11条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 2の免許状の記載方法は、所有する免許状(教育職員、保健婦、看護婦等)ごとにその種類(校種、種別及び番号)を記載すること。
- 3~6 略

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和34年鳥取県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																												
<p>様式第2号(第4関係)</p> <p style="text-align: center;">学校医等公務災害補償 療 養 補 償 請 求 書 請求第 回目(同一傷病についての請求回数)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護料</td> <td>昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">日間</td> <td style="text-align: center;">看護師 付添人</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">*No.</p> <p>備考 略</p> <p>様式第2号の2(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表 面)</p> <p style="text-align: center;">学校医等公務災害補償 療 養 補 償 請 求 書(歯科用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護料</td> <td>昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">日間</td> <td style="text-align: center;">看護師 付添人</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏 面)</p> <p>備考 略</p>	略					看護料	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日から	日間	看護師 付添人	円	略					略					看護料	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日から	日間	看護師 付添人	円	略					<p>様式第2号(第4関係)</p> <p style="text-align: center;">学校医等公務災害補償 療 養 補 償 請 求 書 請求第 回目(同一傷病についての請求回数)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護料</td> <td>昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">日間</td> <td style="text-align: center;">看護師 付添婦</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">*No.</p> <p>備考 略</p> <p>様式第2号の2(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表 面)</p> <p style="text-align: center;">学校医等公務災害補償 療 養 補 償 請 求 書(歯科用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護料</td> <td>昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">日間</td> <td style="text-align: center;">看護婦 付添婦</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏 面)</p> <p>備考 略</p>	略					看護料	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日から	日間	看護師 付添婦	円	略					略					看護料	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日から	日間	看護婦 付添婦	円	略				
略																																																													
看護料	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日から	日間	看護師 付添人	円																																																									
略																																																													
略																																																													
看護料	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日から	日間	看護師 付添人	円																																																									
略																																																													
略																																																													
看護料	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日から	日間	看護師 付添婦	円																																																									
略																																																													
略																																																													
看護料	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日から	日間	看護婦 付添婦	円																																																									
略																																																													

附 則

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

鳥取県立盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 2月22日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県立盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校学則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校学則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
（休業日） 第4条 休業日は、次のとおりとする。 （1）略 （2）日曜日及び土曜日 （3）略 （4）略 （5）略 （6）略 （7）略 2 略	（休業日） 第4条 休業日は、次のとおりとする。 （1）略 （2）日曜日 （3） <u>毎月の第2土曜日及び第4土曜日</u> （4）略 （5）略 （6）略 （7）略 （8）略 2 略

第2条 鳥取県立盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校学則を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第17条、第18条 第20条、第28条関係）

編	転	再	入 学 志 願 書		
<p>私は、貴校へ（編・転・再）入学したいので、保護者と連署してお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県立 学校長 様</p> <p style="text-align: right;">本 人 氏 名</p> <p style="text-align: right;">保 護 者 氏 名 ㊟</p>					

志願者	(ふりがな) 氏名	-----	生年 月日	年 月 日 生 (満 歳)	性 別
	住 所	県	市 郡	町 村	番地
	最 終 学 歴	(年 月 日卒業・卒業見込み)			
保 護 者	氏 名				(緊急連絡先電話番号)
	住 所	県	市 郡	町 村	番地
受 検 時 の 配 慮 事 項	障 害 の 種 類 及 び 程 度				
	希 望 す る 配 慮 事 項				
入 学 希 望 の 部 科 名 及 び 学 年 又 は 学 級	幼稚部	()歳児			
	高等部	普 通 科 単一障害学級・重複障害学級・訪問学級			
		()科			
	専攻科	理 療 科			

- 備考 1 志願者の最終学歴欄については、高等部志願者にあつては最終の出身中学校又は盲・聾・養護学校中学部名を、専攻科志願者にあつては最終の出身高等学校又は盲・聾・養護学校高等部名を記入すること。
- 2 入学希望の部科名及び学年又は学級欄については、希望部科名等を で囲み、又は()に記入すること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年2月22日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第3号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1の2(第2条の2関係) 給料の調整額の適用区分表			別表第1の2(第2条の2関係) 給料の調整額の適用区分表		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
盲学校 聾学校 養護学校	自動車整備士、運転士、ボイラ技士及び学校技能主事	1	盲学校 聾学校 養護学校	自動車整備士、運転士、ボイラ技士及び現業主事	1
別表第2(第2条、第3条関係) 級別職務分類表			別表第2(第2条、第3条関係) 級別職務分類表		
職務の級	職 務		職務の級	職 務	
1 級	自動車整備士、運転士、ボイラ技士、現業主事又は学校技能主事の職務		1 級	自動車整備士、運転士、ボイラ技士又は現業主事の職務	
2 級	主任の職務		2 級	主任の職務	
3 級	現業主幹又は学校技能主幹の職務		3 級	現業主幹の職務	
4 級	困難な業務を行う現業主幹又は学校技能主幹の職務		4 級	困難な業務を行う現業主幹の職務	

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 2月22日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(学期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじめ教育長に届け出た日(総日数は57日とする。)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た高等学校にあっては、前項の規定にかかわらず、<u>第1学期の終わり又は第2学期の始めを休業日とすることができる。</u>この場合において、<u>同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</u></p> <p>3 校長は、<u>第1項第3号及び第5号の規定にかかわらず、高等学校の定時制の課程若しくは専攻科又は附属幼稚園の休業日については、教育長の承認を受けて、別に定めることができる。</u></p> <p>4 校長は、教育上必要があると認めるときは、<u>第1項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を変更することができる。</u>この場合において、<u>変更後の休業日の総日数は、変更前の休業日の総日数を超えてはならない。</u></p> <p>5 校長は、前項の規定により休業日を変更するときは、<u>あらかじめ、教育長に届け出なければならない。</u></p> <p>(教育課程)</p> <p>第9条 学校の教育課程は、学習指導要領又は幼稚園教育要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、校長が編成する。この場合において、<u>校長は、学年による教育課程の区分を設けないことができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(乗船実習の届出)</p>	<p>(学期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 高等学校の専攻科の学期は、前2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 第1学期 <u>4月1日から8月31日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>9月1日から翌年3月31日まで</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 日曜日</p> <p>(3) <u>毎月の第2土曜日及び第4土曜日</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が教育長の承認を受けて定めた日(総日数は57日とする。)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た高等学校にあっては、前項の規定にかかわらず、<u>第2学期の始めを休業日とすることができる。</u>この場合において、<u>同項第5号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</u></p> <p>3 校長は、<u>第1項第4号及び第6号の規定にかかわらず、高等学校の定時制の課程若しくは専攻科又は附属幼稚園の休業日については、教育長の承認を受けて、別に定めることができる。</u></p> <p>4 校長は、教育上必要があると認めるときは、<u>第1項第1号から第6号までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を変更することができる。</u>この場合において、<u>変更後の休業日の総日数は、変更前の休業日の総日数を超えてはならない。</u></p> <p>5 校長は、前項の規定により休業日を変更するときは、<u>あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。</u><u>ただし、教育長が別に定める事由により休業日を変更する場合において、校長があらかじめその旨を教育長に届け出たときは、この限りでない。</u></p> <p>(教育課程)</p> <p>第9条 学校の教育課程は、学習指導要領又は幼稚園教育要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、校長が編成する。この場合において、<u>高等学校の課程においては、学年による教育課程の区分を設けないことができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(校外実習の届出)</p>

第10条 校長は、学校が乗船実習を実施するときは、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

(校外行事)

第11条 略

2 校長は、前項の校外行事で県外における宿泊を伴うものを実施するときは、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

(職員組織)

第21条 学校に、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、介助職員、学校技能主幹、主任、自動車整備士及び学校技能主事を置く。

2及び3 略

(教頭)

第22条 略

2及び3 略

4 教育委員会が必要と認める盲学校、聾学校及び養護学校に、校務を分担して整理する教頭を2人置く。この場合において、各教頭が分担して整理する校務は、校長が、別に定める。

(事務長等)

第32条 略

2～5 略

6 事務長、事務次長、主任及び主事は、事務職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。

(船長等)

第33条 略

2及び3 略

4 船員は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。

(寄宿舎指導員)

第34条 寄宿舎指導員は、上司の命を受け、寄宿舎における児童及び生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

(学校技能主事)

第37条 学校技能主事は、上司の命を受け、学校環境の整備その他の業務に従事する。

(職員の出張)

第42条 略

2 校長は、5日以上にわたって県外に出張するときは、

第10条 校長は、学校が乗船実習その他の宿泊を伴う校外実習を実施するときは、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

(校外行事)

第11条 略

2 校長は、前項の校外行事で宿泊を伴うものを実施するときは、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

(職員組織)

第21条 学校に、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寮母、介助職員、現業主幹、主任、自動車整備士及び現業主事を置く。

2及び3 略

(教頭)

第22条 略

2及び3 略

(事務長等)

第32条 略

2～5 略

6 事務長、事務次長、主任及び主事は、事務職員の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(船長等)

第33条 略

2及び3 略

4 船員は、技術職員の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(寮母)

第34条 寮母は、上司の命を受け、寄宿舎における児童及び生徒の養育に従事する。

(現業主事)

第37条 現業主事は、上司の命を受け、学校環境の整備その他の業務に従事する。

(職員の出張)

第42条 略

2 校長は、4日以上にわたって県外に出張するときは、

あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

(教育財産等の目的外の使用)

第48条 校長は、教育上支障がないと認めたとときに限り、教育財産等を社会教育その他公共のために使用させることができる。ただし、異例の使用に供するため使用させるときは、教育長の指示を受けなければならない。

あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。

ただし、教育長が別に定める事由により出張する場合において、校長があらかじめその旨を教育長に届け出たときは、この限りでない。

(教育財産等の目的外の使用)

第48条 校長は、教育上支障がないと認めたとときに限り、教育財産等を社会教育その他公共のために使用させることができる。ただし、引き続き4日以上又は異例の使用に供するため使用させるときは、教育長の指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 2月22日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(学期) 第4条 略 2 略	(学期) 第4条 略 2 略 <u>3 専攻科の学期は、前2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u> (1) 第1学期 <u>4月1日から8月31日まで</u> (2) 第2学期 <u>9月1日から翌年3月31日まで</u>
(休業日) 第5条 休業日は、次のとおりとする。 (1) 略	(休業日) 第5条 休業日は、次のとおりとする。 (1) 略

(2) 日曜日及び土曜日

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

- 2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり又は第2学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。
- 3 定時制の課程又は専攻科の休業日については、第1項第3号及び第5号の規定にかかわらず、校長が別に定めるところによる。
- 4 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を変更することができる。

(再入学)

第18条 校長は、再入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者の修得した単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

2 略

(休学又は退学)

第22条 略

2 前項の規定による休学の許可の期間は、3月以上1年以内でなければならない。ただし、校長が必要があると認めるときは、その期間を更に延長することができる。

(授業料の納付)

第28条 略

2 校長は、生徒が授業料の納付期限後30日を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者の出席を停止することができる。

3 略

様式第3号(第16条-第18条関係)

編	転	再	入 学 志 願 書						収入証紙はり付け欄
志願者	(ふりがな)	()	生年	年	月	日	性	別	
	氏名		月日	(満)	歳		別		
保護者	住所								
	氏名	住所							番地
志願者の学歴	学 校 名		年	月	日	卒業、卒業見込み、その他			
			年	月	日				
			年	月	日				
			年	月	日				

(2) 日曜日

- (3) 毎月の第2土曜日及び第4土曜日
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

- 2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第2学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第5号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。
- 3 定時制の課程又は専攻科の休業日については、第1項第4号及び第6号の規定にかかわらず、校長が別に定めるところによる。
- 4 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から第6号までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を変更することができる。

(再入学)

第18条 校長は、退学後1年を経過しない者で再入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者の修得した単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

2 略

(休学又は退学)

第22条 略

2 前項の規定による休学の許可の期間は、3月以上1年以内でなければならない。ただし、校長が特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を更に延長することができる。

(授業料の納付)

第28条 略

2 校長は、生徒が授業料の納付期限後10日を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者の出席を停止することができる。

3 略

様式第3号(第16条-第18条関係)

編	転	再	入 学 志 願 書						収入証紙はり付け欄
志願者	(ふりがな)	()	生年	年	月	日	性	別	
	氏名		月日	(満)	歳		別		
保護者	住所								
	氏名	住所							番地
志願者の学歴	学 校 名		年	月	日	卒業、卒業見込み、その他			
			年	月	日				
			年	月	日				
			年	月	日				

入学志望学年課程	入学を志望する学年	第 学年	入学を志望する課程及び学科名	全日制・定時制課程 学科 科
理由				
<p>私は、貴校への編（転・再）入学を志願しますので、保護者と連署してお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>志願者 氏 名 ㊟ 保護者 氏 名 ㊟</p> <p>鳥取県立 高等学校長 様</p>				

備考 略

様式第13号（第27条関係）

定時制課程 - 部科目履修願

履修願者	(ふりがな) 氏 名	() 生年 年 月 日 性 別	住 所	県	市	町	番地
		月 日 (満 歳)		郡	村		
在籍学校名等	高等学校 通信制課程 学科 科						
保護者	氏 名						
	住 所	県	市	町	番地		
履修希望の各教科に属する科目	教 科	科 目					
理由							
<p>私は、貴校の定時制の課程で上記各教科に属する科目を履修したいので、許可して下さるよう保護者と連署してお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>履修願者 氏 名 ㊟ 保護者 氏 名 ㊟</p> <p>鳥取県立 高等学校長 様</p>							

備考 略

入学志望学年課程	入学を志望する学年	第 学年	入学を志望する課程及び学科名	全日制・定時制課程 学科 科
理由				
<p>私は、貴校への編（転・再）入学を志願しますので、保護者と連署してお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>志願者 氏 名 ㊟ 保護者 氏 名 ㊟</p> <p>鳥取県立 高等学校長 様</p>				

備考 略

様式第13号（第27条関係）

定時制課程 - 部科目履修願

履修願者	(ふりがな) 氏 名	() 生年 年 月 日 性 別	住 所	県	市	町	番地
		月 日 (満 歳)		郡	村		
在籍学校名等	高等学校 通信制課程 学科 科						
保護者	氏 名						
	住 所	県	市	町	番地		
履修希望の各教科に属する科目	教 科	科 目					
理由							
<p>私は、貴校の定時制の課程で上記各教科に属する科目を履修したいので、許可して下さるよう保護者と連署してお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>履修願者 氏 名 ㊟ 保護者 氏 名 ㊟</p> <p>鳥取県立 高等学校長 様</p>							

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県立高等学校学則第28条第2項の規定により出席を停止されている者に係る出席の停止については、改正後の鳥取県立高等学校学則第28条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年2月22日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第6号

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（開館時間）</p> <p>第8条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 一般図書室、郷土資料室及び環日本海交流室 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれに定める時間（その日が日曜日、月曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合にあっては、午前9時から午後5時までとする。）</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>（2） 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（休館日）</p> <p>第9条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>（3） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、<u>第1項第3号</u>の規定により休館するとき、又は前項の規定により臨時に休館し、若しくは休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。</p>	<p>（開館時間）</p> <p>第8条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 一般図書室、郷土資料室及び環日本海交流室 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれに定める時間（その日が日曜日又は土曜日に当たる場合にあっては、午前9時から午後5時までとする。）</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>（2） 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（休館日）</p> <p>第9条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 月曜日</p> <p>（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（その日が日曜日に当たるときを除く。）</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） <u>1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、<u>第1項第5号</u>の規定により休館するとき、又は前項の規定により臨時に休館し、若しくは休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 2月22日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第7号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和34年鳥取県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、当該改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>県立学校の</u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和63年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（災害発生の報告）</p> <p>第2条 県立学校の校長は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）について、公務に基づくと認められる災害（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第2条に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生したときは、<u>教育委員会</u>に対して、速やかに、学校医等公務災害報告書（様式第1号）により、その旨を報告しなければならない。</p>	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>公立学校の</u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和63年3月鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（災害発生の報告）</p> <p>第2条 <u>県立学校並びに市町村立の</u>小学校、中学校及び養護学校の校長は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）について、公務に基づくと認められる災害（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第2条に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生したときは、<u>実施機関</u>（条例第2条に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対して、速やかに、学校医等公務災害報告書（様式第1号）により、その旨を報告しなければならない。</p>

(認定及び通知)

第3条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、補償を受けるべき者に対し、速やかに、書面又は口頭で条例第2条の規定による通知をしなければならない。

(補償請求の手續)

第4条 法及び条例の規定により、補償を受けようとする者は、次の各号に定める区分により補償の請求書を、学校医等の所属学校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、条例第3条において例によることとされる公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第3条第2項の規定により指定医療機関又は指定薬局において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

(1)~(3) 略

(4) 介護補償の請求については、介護補償請求書（様式第4号の2）

(5) 略

(6) 略

(7) 条例第3条において例によることとされる政令第20条の規定による未支給の補償の請求については、未支給補償請求書（様式第8号）

(遺族補償年金の請求の代表者)

第4条の2 略

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合には、併せてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給方法)

第5条 教育委員会は、補償の請求書を受理したときは、これを審査し、補償に関する決定を行い、速やかに、請求者に対して、その決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

第6条 教育委員会は、療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月1回以上支給するようにしなければならない。

(障害程度の変更による障害補償の変更)

(認定及び通知)

第3条 実施機関は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、補償を受けるべき者に対し、すみやかに、書面又は口頭で条例第3条の規定による通知をしなければならない。

(補償請求の手續)

第4条 法及び条例の規定により、補償を受けようとする者は、次の各号に定める区分により補償の請求書を、学校医等の所属学校の校長を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、条例第4条において例によることとされる公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第3条第2項の規定により指定医療機関又は指定薬局において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

(1)~(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 条例第4条において例によることとされる政令第20条の規定による未支給の補償の請求については、未支給補償請求書（様式第8号）

(遺族補償年金の請求の代表者)

第4条の2 略

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、すみやかに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。この場合には、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給方法)

第5条 実施機関は、補償の請求書を受理したときは、これを審査し、補償に関する決定を行ない、すみやかに、請求者に対して、その決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

第6条 実施機関は、療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月1回以上支給するようにしなければならない。

(障害程度の変更による障害補償の変更)

第6条の2 教育委員会は、条例第3条において例によることとされる政令第5条第6項に規定する場合には、新たに行うべき障害補償に関する決定を行い、速やかに当該障害補償を受けるべき者に書面でその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の決定を受けようとする者は、障害補償変更請求書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

（遺族補償年金の額を改定した場合の通知）

第6条の3 教育委員会は、条例第3条において例によることとされる政令第9条第3項又は第4項の規定により遺族補償年金の額の改定を行った場合には、当該遺族補償年金の受給権者に書面でその旨を通知しなければならない。

（所在不明による支給停止の申請等）

第6条の4 条例第3条において例によることとされる政令第11条第1項の規定により遺族補償年金の支給の停止を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書（様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 条例第3条において例によることとされる政令第11条第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止解除申請書（様式第11号）及び年金証書を教育委員会に提出しなければならない。

（年金証書）

第6条の5 教育委員会は、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書（様式第12号）を交付しなければならない。

- 2 教育委員会は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第6条の6 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を教育委員会に請求することができる。

- 2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを教育委員会に返納しなければならない。

第6条の2 実施機関は、条例第4条において例によることとされる政令第5条第6項に規定する場合には、新たに行うべき障害補償に関する決定を行い、速やかに当該障害補償を受けるべき者に書面でその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の決定を受けようとする者は、障害補償変更請求書（様式第9号）を実施機関に提出しなければならない。

（遺族補償年金の額を改定した場合の通知）

第6条の3 実施機関は、条例第4条において例によることとされる政令第9条第3項又は第4項の規定により遺族補償年金の額の改定を行った場合には、当該遺族補償年金の受給権者に書面でその旨を通知しなければならない。

（所在不明による支給停止の申請等）

第6条の4 条例第4条において例によることとされる政令第11条第1項の規定により遺族補償年金の支給の停止を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書（様式第10号）を実施機関に提出しなければならない。

- 2 条例第4条において例によることとされる政令第11条第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止解除申請書（様式第11号）及び年金証書を実施機関に提出しなければならない。

（年金証書）

第6条の5 実施機関は、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書（様式第12号）を交付しなければならない。

- 2 実施機関は、すでに交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。
- 3 実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第6条の6 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を実施機関に請求することができる。

- 2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、すみやかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第7条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、速やかに当該年金証書を教育委員会に返納しなければならない。

(法令等の周知)

第9条 教育委員会は、法、条例及びこの規則の要旨並びに指定医療機関及び指定薬局の名称及び所在地を、掲示その他適当な方法によって、学校医等に周知しなければならない。

(災害補償記録簿)

第11条 教育委員会は、学校医等公務災害補償記録簿(様式第13号)、障害補償年金記録簿(様式第14号)及び遺族補償年金記録簿(様式第15号)を備え、補償を行った場合その他必要があるときは、これに所要事項を記録しなければならない。

(書類の保存)

第12条 教育委員会は、補償に関する書類をその完結の日から起算して5年間保存しなければならない。

(定期報告)

第13条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間にその障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族(条例第3条において例によることとされる政令附則第2条の4第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを含む。)の現状に関する報告書(様式第16号及び様式第17号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第14条 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げるとき。

ア 条例第3条において例によることとされる政令第9条第4項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。

イ 条例第3条において例によることとされる政令第10条第1項(同項第1号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅し

第7条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、すみやかに当該年金証書を実施機関に返納しなければならない。

(法令等の周知)

第9条 実施機関は、法、条例及びこの規則の要旨並びに指定医療機関及び指定薬局の名称及び所在地を、掲示その他適当な方法によって、学校医等に周知しなければならない。

(災害補償記録簿)

第11条 実施機関は、学校医等公務災害補償記録簿(様式第13号)、障害補償年金記録簿(様式第14号)及び遺族補償年金記録簿(様式第15号)を備え、補償を行った場合その他必要があるときは、これに所要事項を記録しなければならない。

(書類の保存)

第12条 実施機関は、補償に関する書類をその完結の日から起算して5年間保存しなければならない。

(定期報告)

第13条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間にその障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族(条例第4条において例によることとされる政令附則第2条の4第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを含む。)の現状に関する報告書(様式第16号及び様式第17号)を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第14条 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、速やかにその旨を実施機関に届け出なければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げるとき。

ア 条例第4条において例によることとされる政令第9条第4項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。

イ 条例第4条において例によることとされる政令第10条第1項(同項第1号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅し

たとき。

ウ 略

- 2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を教育委員会に提出しなければならない。

(第三者の行為による災害についての届出)

第15条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)並びに被害の状況を、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

様式第1号(第2条関係)

学校医等公務災害報告書

鳥取県教育委員会	様	報告年月日	年 月 日
下記のとおり公務に基づく認められる災害が発生したので報告します。		所属学校長氏名印	学校長 印
所属学校の名称及び位置	医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数	学校医等の氏名、年令及び生年月日	年 月 日生 才
補償を受けるべき者の住所及び氏名		学校医等との続柄又は関係	
1 傷病名、傷部の部位及びその程度			
2 災害発生の場所及び日時			
略			

様式第2号(第4条関係)

学校医等公務災害補償療養補償請求書

請求第 回目(同一傷病についての請求回数)

鳥取県教育委員会	様	請求年月日	年 月 日
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所及び氏名	印
学校医等の所属学校名	医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数	氏名及び生年月日	年 月 日生
性 別	傷病又は発病年月日	年 月 日 時 ころ	公務上疾病 区分番号
傷病名、傷部の部位及びその程度			
傷病の経過 -----年 月 日 治療 死亡 転送 現在継続中-----			
療養の期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間 診療実日数 日数			
入院、看護、付添、移送又は物理的治療をしたときは、その必要のあった事由、症状等。なお、移送についてはその方法			
療 養 費 (昭和 年 月 日から 日 日まで)	区 分 及 び 摘 要		金 額
	診 療	初 診 年 月 日 往 診 片 道 回	円
	薬 剤、治 療、手 術、材 料、処 置、其 他 (種 類 回 数、数 量 等)		
物理的療法(種類) 回			
入 院 料 昭和 年 月 日から 日間 給食の有無 有 無 昭和 年 月 日まで			
合 計			
上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。			
年 月 日		療養機関の(住 所 名 称 職 及 び 氏 名) 印	
看 護 料	昭和 年 月 日から 日間 看護師 付添人	円	
略	昭和 年 月 日まで		
備考 略 No.			

たとき。

ウ 略

- 2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、すみやかにその旨を実施機関に届け出なければならない。
- 3 前2項の届け出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を実施機関に提出しなければならない。

(第三者の行為による災害についての届出)

第15条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)並びに被害の状況を、すみやかに実施機関に届け出なければならない。

様式第1号(第2条関係)

学校医等公務災害報告書

(実施機関)	様	報告年月日	昭和 年 月 日
下記のとおり公務に基づく認められる災害が発生したので報告します。		所属学校長氏名印	学校長 印
所属学校の名称及び位置	医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数	学校医等の氏名、年令及び生年月日	昭和 年 月 日生 才
補償を受けるべき者の住所及び氏名		学校医等との続柄又は関係	
1 傷病名、傷部の部位及びその程度			
2 災害発生の場所及び日時			
略			

様式第2号(第4条関係)

学校医等公務災害補償療養補償請求書

請求第 回目(同一傷病についての請求回数)

(実施機関)	様	請求年月日	昭和 年 月 日
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所及び氏名	印
学校医等の所属学校名	医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数	氏名及び生年月日	年 月 日生
性 別	傷病又は発病年月日	昭和 年 月 日 時 ころ	公務上疾病 区分番号
傷病名、傷部の部位及びその程度			
傷病の経過 -----年 月 日 治療 死亡 転送 現在継続中-----			
療養の期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間 診療実日数 日数			
入院、看護、付添、移送又は物理的治療をしたときは、その必要のあった事由、症状等。なお、移送についてはその方法			
療 養 費 (昭和 年 月 日から 日 日まで)	区 分 及 び 摘 要		金 額
	診 療	初 診 昭和 年 月 日 往 診 片 道 回	円
	薬 剤、治 療、手 術、材 料、処 置、其 他 (種 類 回 数、数 量 等)		
物理的療法(種類) 回			
入 院 料 昭和 年 月 日から 日間 給食の有無 有 無 昭和 年 月 日まで			
合 計			
上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。			
昭和 年 月 日		療養機関の(住 所 名 称 職 及 び 氏 名) 印	
看 護 料	昭和 年 月 日から 日間 看護師 付添人	円	
略	昭和 年 月 日まで		
備考 略 No.			

様式第2号の2(第4条関係)

(表 面)
学校医等公務災害補償
療養補償請求書(歯科用)

Form for dental medical compensation request. Includes fields for applicant (鳥取県教育委員会), school doctor details, injury description, treatment history, and a table for medical expenses (療養費) categorized by type (e.g., 初診, 薬料, 注射料).

(裏 面)

備考 略

様式第3号(第4条関係)

学校医等公務災害補償
休業補償請求書

請求第 回目(同一傷病についての請求回数)

Form for dental medical compensation request (leave). Includes fields for applicant, school doctor details, injury description, and a table for leave periods (療養のため休業した期間).

備考 略

様式第2号の2(第4条関係)

(表 面)
学校医等公務災害補償
療養補償請求書(歯科用)

Form for dental medical compensation request (昭和). Includes fields for applicant (家施機関), school doctor details, injury description, treatment history, and a table for medical expenses (療養費) categorized by type.

(裏 面)

備考 略

様式第3号(第4条関係)

学校医等公務災害補償
休業補償請求書

請求第 回目(同一傷病についての請求回数)

Form for dental medical compensation request (leave,昭和). Includes fields for applicant (家施機関), school doctor details, injury description, and a table for leave periods.

備考 略

様式第3号の2(第4条関係)

学校医等公務災害補償
傷病補償請求書

請求第 回目(同一傷病についての請求回数)

鳥取県教育委員会 様 請求年月日 年 月 日
請求者の 住所及び氏名
1 学校医等の所属学校名 医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数 氏名及び生年月日 年 月 日生
業務上の疾病の細分番号 負傷又は発病年月日 年 月 日 性別
上記事項は、事実と相違ないことを証明します。
所属学校長 氏名

備考 略

様式第4号(第4条関係)

学校医等公務災害補償
障害補償請求書

鳥取県教育委員会 様 請求年月日 年 月 日
請求者の 住所及び氏名
1 学校医等の所属学校名 医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数 氏名及び生年月日 年 月 日生
業務上の疾病の細分番号 負傷又は発病年月日 年 月 日 性別
上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。
所属学校長 氏名

備考 略

様式第4号の2(第4条関係)

(表 面)
学校医等公務災害補償
介護補償請求書

請求第 回目(同一傷病についての請求回数)

鳥取県教育委員会 様 請求年月日 年 月 日
請求者の 住所及び氏名
1 学校医等の所属学校名 医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数 氏名及び生年月日 年 月 日生
業務上の疾病の細分番号 負傷又は発病年月日 年 月 日 性別
上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。
所属学校長 氏名
2 傷病等級又は障害等級 傷病等級(第 級) 障害等級(第 級) 3 必要とする介護の状態 常時 随時
4 請求対象年月 介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無 介護費用として支出した金額 請求月額
5 介護を受けた場所 居宅 病院・施設等 名称: 入院・入所期間 年 月 日から 年 月 日まで
6 氏名 請求者との続柄又は関係 請求者が介護を受けた期間
7 添付する資料
受理年月日 決定年月日 支払年月日 No.

備考

- 1 請求者は、印欄には記入しないこと。該当する「」にレ印を記入すること。
2 「4 請求金額等」の欄の「請求対象年月」、「介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無」、「介護費用として支出した額」及び「請求月額」の項は、一の月ごとに記入すること。
3 「6 介護に従事した者」の欄には、介護費用を支出せずに介護を受けた日がある場合に介護を行った者について記入すること。
4 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。
(1) 障害を有することに伴う日常生活の状態に関する医師又は歯科医師の診断書(ただし、第2回目以後の請求において介護を要する状態の常時又は随時の別に変更がない場合には、当該書類を添付する必要はない。)
(2) 介護補償を受けようとする期間における介護の事実並びに当該介護に従事した者の氏名及び請求者との続柄又は関係を記載した書類(ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せずに介護を受けた日があり、当該介護を行う者が前回の請求における介護補償請求書に記載された者と変更

様式第3号の2(第4条関係)

学校医等公務災害補償
傷病補償請求書

請求第 回目(同一傷病についての請求回数)

(実施機関) 様 請求年月日 年 月 日
請求者の 住所及び氏名
1 学校医等の所属学校名 医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数 氏名及び生年月日 年 月 日生
業務上の疾病の細分番号 負傷又は発病年月日 年 月 日 性別 男女
上記事項は、事実と相違ないことを証明します。
所属学校長 氏名

備考 略

様式第4号(第4条関係)

学校医等公務災害補償
障害補償請求書

(実施機関) 様 請求年月日 年 月 日
請求者の 住所及び氏名
1 学校医等の所属学校名 医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数 氏名及び生年月日 年 月 日生
業務上の疾病の細分番号 負傷又は発病年月日 年 月 日 性別 男女
上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。
所属学校長 氏名

備考 略

がない場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第6条の2第2項第2号に定める額（随時介護を要する状態にあるときは同項第4号に定める額）であるときは、その月に係る当該書類は添付する必要はない。）

(3) 介護費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護費用として一月に支出した額を証明することができる書類（ただし、第2回目以後の請求において一月に介護費用を支出せず介護を受けた日がある場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が政令第6条の2第2項第2号に定める額（随時介護を要する状態にあるときは同項第4号に定める額）であるときは、その月に係る当該書類は添付する必要はない。）

様式第5号（第4条関係）

(表 面)

学校医等公務災害補償遺族補償年金（遺族補償年金前払一時金）請求書

鳥取県教育委員会 様		請求年月日	年月日	
下記の遺族補償年金を請求します。		請求者の住所及び氏名		
1 所属学校長の証明	学校医等の所属学校名	医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数	死亡者氏名及び生年月日	年月日生
	業務上疾病の細分番号		性別	男 女
	負傷又は発病の年月日	年月日	死亡年月日	年月日
	上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年月日 所属学校長 氏名 印			
略				

(裏 面)

備考

- 1-4 略
- 5 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該補償の事由となった学校医等の死亡に係る遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)及び(3)に掲げる書類は添付する必要はない。
- (1)-(4) 略
- (5) 遺族補償年金を受けるべき者が障害の状態にある妻又は公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第3条において例によることとされる公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第8条第1項第4号に掲げる者であるときは、その者が学校医等の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
- (6)-(8) 略

様式第6号（第4条関係）

(表 面)

学校医等公務災害補償遺族補償一時金請求書

鳥取県教育委員会 様		請求年月日	年月日	
下記の遺族補償一時金を請求します。		請求者の住所及び氏名		
1 所属学校長の証明	学校医等の所属学校名	医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数	死亡者氏名及び生年月日	年月日生
	業務上疾病の細分番号		性別	男 女
	負傷又は発病の年月日	年月日	死亡年月日	年月日
	上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年月日 所属学校長 氏名 印			
略				

(裏 面)

備考 略

様式第7号（第4条関係）

学校医等公務災害補償葬祭補償請求書

鳥取県教育委員会 様		請求年月日	年月日	
下記の葬祭補償を請求します。		請求者の住所氏名及び死亡者との続柄		
所属学校長の証明	学校医等の所属学校名	医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数	死亡者氏名及び生年月日	年月日生
	業務上疾病の細分番号		性別	男 女
	負傷又は発病の年月日	年月日	死亡年月日	年月日
	上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年月日 所属学校長 氏名 印			
略				

備考 略

様式第5号（第4条関係）

(表 面)

学校医等公務災害補償遺族補償年金（遺族補償年金前払一時金）請求書

(実施機関)		請求年月日	年月日	
下記の遺族補償年金を請求します。		請求者の住所及び氏名		
1 所属学校長の証明	学校医等の所属学校名	医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数	死亡者氏名及び生年月日	年月日生
	業務上疾病の細分番号		性別	男 女
	負傷又は発病の年月日	年月日	死亡年月日	年月日
	上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年月日 所属学校長 氏名 印			
略				

(裏 面)

備考

- 1-4 略
- 5 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該補償の事由となった学校医等の死亡に係る遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)及び(3)に掲げる書類は添付する必要はない。
- (1)-(4) 略
- (5) 遺族補償年金を受けるべき者が障害の状態にある妻又は公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第4条において例によることとされる公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第8条第1項第4号に掲げる者であるときは、その者が学校医等の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
- (6)-(8) 略

様式第6号（第4条関係）

(表 面)

学校医等公務災害補償遺族補償一時金請求書

(実施機関)		請求年月日	年月日	
下記の遺族補償一時金を請求します。		請求者の住所及び氏名		
1 所属学校長の証明	学校医等の所属学校名	医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数	死亡者氏名及び生年月日	年月日生
	業務上疾病の細分番号		性別	男 女
	負傷又は発病の年月日	年月日	死亡年月日	年月日
	上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年月日 所属学校長 氏名 印			
略				

(裏 面)

備考 略

様式第7号（第4条関係）

学校医等公務災害補償葬祭補償請求書

(実施機関)		請求年月日	年月日	
下記の葬祭補償を請求します。		請求者の住所氏名及び死亡者との続柄		
所属学校長の証明	学校医等の所属学校名	医師、歯科医師又は薬剤師としてのそれぞれの経験年数	死亡者氏名及び生年月日	年月日生
	業務上疾病の細分番号		性別	男 女
	負傷又は発病の年月日	年月日	死亡年月日	年月日
	上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年月日 所属学校長 氏名 印			
略				

備考 略

様式第8号(第6条の2関係)

(表 面)
学校医等公務災害補償未支給補償請求書

鳥取県教育委員会 様	請 求 年 月 日	年 月 日
下記の未支給の補償の支給を請求します。	請求者の住所氏名及び死亡した支給権者との続柄	㊟

(裏 面)

備考 略

様式第9号(第6条の2関係)

学校医等公務災害補償障害補償変更請求書

鳥取県教育委員会 様	請 求 年 月 日	年 月 日
下記のとおり障害補償の変更をし、請求します。	請求者	年金証書の番号 第 号
	住 所	氏 名
略	生 年 月 日	年 月 日

備考 略

様式第10号(第6条の4関係)

学校医等公務災害補償遺族補償年金支給停止申請書

鳥取県教育委員会 様	申 請 年 月 日	年 月 日
下記の所在不明者に係る遺族補償年金の支給停止を申請します。	申請者	年金証書の番号 第 号
	住 所	氏 名
	生 年 月 日	年 月 日
	所在不明者との続柄	

備考 略

様式第11号(第6条の4関係)

学校医等公務災害補償遺族補償年金支給停止解除申請書

鳥取県教育委員会 様	申 請 年 月 日	年 月 日
下記のとおり遺族補償年金の支給停止の解除を申請します。	申請者	年金証書の番号 第 号
	住 所	氏 名
	生 年 月 日	年 月 日
	所在不明者との続柄	

備考 略

様式第12号(第6条の5関係)

(表 面)

略

(裏 面)

支給権者の氏名 _____ _____ 年 月 日生 補償の種類 _____ 支給開始年月 _____ 年 _____ 月 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により上記のとおり支給します。 鳥取県教育委員会 印	【注意事項】 (別記のとおり)
--	--------------------

別記

- この証書は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「条例」という。)によって障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。
- この補償は、毎年2月、4月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。
- 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を教育委員会に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。
(1)-(3) 略
- 略
- この請求書を亡失したり損傷したときは、再交付を教育委員会に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- あらかじめ教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、教育委員会に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を教育委員会に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。

様式第8号(第6条の2関係)

(表 面)
学校医等公務災害補償未支給補償請求書

(実施機関) 様	請 求 年 月 日	年 月 日
下記の未支給の補償の支給を請求します。	請求者の住所氏名及び死亡した支給権者との続柄	㊟

(裏 面)

備考 略

様式第9号(第6条の2関係)

学校医等公務災害補償障害補償変更請求書

(実施機関) 様	請 求 年 月 日	年 月 日
下記のとおり障害補償の変更をし、請求します。	請求者	年金証書の番号 第 号
	住 所	氏 名
略	生 年 月 日	年 月 日

備考 略

様式第10号(第6条の4関係)

学校医等公務災害補償遺族補償年金支給停止申請書

(実施機関) 様	申 請 年 月 日	年 月 日
下記の所在不明者に係る遺族補償年金の支給停止を申請します。	申請者	年金証書の番号 第 号
	住 所	氏 名
	生 年 月 日	年 月 日
	所在不明者との続柄	

備考 略

様式第11号(第6条の4関係)

学校医等公務災害補償遺族補償年金支給停止解除申請書

(実施機関) 様	申 請 年 月 日	年 月 日
下記のとおり遺族補償年金の支給停止の解除を申請します。	申請者	年金証書の番号 第 号
	住 所	氏 名
	生 年 月 日	年 月 日
	所在不明者との続柄	

備考 略

様式第12号(第6条の5関係)

(表 面)

略

(裏 面)

支給権者の氏名 _____ _____ 年 月 日生 補償の種類 _____ 支給開始年月 _____ 年 _____ 月 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により上記のとおり支給します。 (実施機関) 印	【注意事項】 (別記のとおり)
--	--------------------

別記

- この証書は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「条例」という。)によって障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。
- この補償は、毎年3月、6月、9月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。
- 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を(実施機関)に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。
(1)-(3) 略
- 略
- この請求書を亡失したり損傷したときは、再交付を(実施機関)に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- あらかじめ(実施機関)からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、(実施機関)に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を(実施機関)に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。

- (1) 障害補償年金の場合
 - ア 略
 - イ 条例第3条において例によることとされる公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(以下「政令」という。)別表第3の障害の等級の第7級以上に該当しなくなったとき。
- (2) 遺族補償年金の場合
 - ア-エ 略
 - オ 受給権者が死亡した学校医等の子、孫又は兄弟姉妹であるときはその者が18歳に達したとき(その者が学校医等の死亡の時から引き続き条例第3条において例によることとされる政令別表第3に定める第7級以上の障害の状態にあるときを除く。)
 - カ 条例第3条において例によることとされる政令別表第3に定める第7級以上の障害の状態にあることにより受給権者となっている者がその状態ではなくなったとき。

様式第13号(第11条関係) (その1)

学校医等公務災害補償記録簿

認定年月日		年 月 日		支弁経費		款 項 目		日 支 弁			
1 氏 名 生年月日 性 別	年 月 日 生	6 傷 病 名	年 月 日	13 遺族補償	遺族補償年金	円	氏 名	死亡学校医等との続柄又は関係	氏 名	死亡学校医等との続柄又は関係	
		7 負傷発病 年 月 日	年 月 日		遺族補償一時金			年 月 日		年 月 日	年 月 日
2 住 所	年 月 日	8 治 癒 年 月 日	年 月 日	14 葬祭補償	年 月 日	円	氏 名	死亡学校医等との続柄又は関係	氏 名	死亡学校医等との続柄又は関係	
		9 死 亡 年 月 日	年 月 日		年 月 日			年 月 日		年 月 日	年 月 日
3 学校医等 の所属学 校 名	年 月 日 決定	10 補償基礎額	年 月 日	15 第三者 加 害 者	加害者の氏名	円	住所	住所	住所	住所	
		故意の犯罪 行為等によ る制限の有 無及び制限 期間	年 月 日 まで		加害者の氏名			住所		住所	住所
4 職 名	年 月 日 まで	11 休業補償 障害補償	年 月 日	16 備 考	支給決定 行 為	円	支給決定 行 為	支給決定 行 為	支給決定 行 為	支給決定 行 為	
		災害発生の状況とその 原因	年 月 日		支給決定 行 為			支給決定 行 為		支給決定 行 為	支給決定 行 為
		12 障害補償	年 月 日								

(その2)

略

様式第14号(第11条関係)

(表 面)

学校医等公務災害補償障害補償年金記録簿

氏名生年月日		年 月 日 生		住 所		災害補償記録簿番号	
略		略		略		略	

様式第16号(第13条関係)

(表 面)

学校医等公務災害補償障害現況報告書

鳥取県教育委員会 様

下記のとおり障害の現状を報告します。

年 月 日

住所

報告者 氏名

略

備考 略

(裏 面)

略

様式第17号(第13条関係)

(表 面)

学校医等公務災害補償遺族現況報告書

鳥取県教育委員会 様

下記のとおり遺族の現状を報告します。

年 月 日

年金証書の番号 第 号

住所

報告者(代表者) 氏名

略

備考 略

(裏 面)

略

- (1) 障害補償年金の場合
 - ア 略
 - イ 条例第4条において例によることとされる公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(以下「政令」という。)別表第3の障害の等級の第7級以上に該当しなくなったとき。
- (2) 遺族補償年金の場合
 - ア-エ 略
 - オ 受給権者が死亡した学校医等の子、孫又は兄弟姉妹であるときはその者が18歳に達したとき(その者が学校医等の死亡の時から引き続き条例第4条において例によることとされる政令別表第3に定める第7級以上の障害の状態にあるときを除く。)
 - カ 条例第4条において例によることとされる政令別表第3に定める第7級以上の障害の状態にあることにより受給権者となっている者がその状態ではなくなったとき。

様式第13号(第11条関係) (その1)

学校医等公務災害補償記録簿

認定年月日		年 月 日		支弁経費		款 項 目		日 支 弁			
1 氏 名 生年月日 性 別	年 月 日 生	6 傷 病 名	年 月 日	13 遺族補償	遺族補償年金	円	氏 名	死亡学校医等との続柄又は関係	氏 名	死亡学校医等との続柄又は関係	
		7 負傷発病 年 月 日	年 月 日		遺族補償一時金			年 月 日		年 月 日	年 月 日
2 住 所	年 月 日	8 治 癒 年 月 日	年 月 日	14 葬祭補償	年 月 日	円	氏 名	死亡学校医等との続柄又は関係	氏 名	死亡学校医等との続柄又は関係	
		9 死 亡 年 月 日	年 月 日		年 月 日			年 月 日		年 月 日	年 月 日
3 学校医等 の所属学 校 名	年 月 日 決定	10 補償基礎額	年 月 日	15 第三者 加 害 者	加害者の氏名	円	住所	住所	住所	住所	
		故意の犯罪 行為等によ る制限の有 無及び制限 期間	年 月 日 まで		加害者の氏名			住所		住所	住所
4 職 名	年 月 日 まで	11 休業補償 障害補償	年 月 日	16 備 考	支給決定 行 為	円	支給決定 行 為	支給決定 行 為	支給決定 行 為	支給決定 行 為	
		災害発生の状況とその 原因	年 月 日		支給決定 行 為			支給決定 行 為		支給決定 行 為	支給決定 行 為
		12 障害補償	年 月 日								

(その2)

略

様式第14号(第11条関係)

(表 面)

学校医等公務災害補償障害補償年金記録簿

氏名生年月日		年 月 日 生		住 所		災害補償記録簿番号	
略		略		略		略	

様式第16号(第13条関係)

(表 面)

学校医等公務災害補償障害現況報告書

(実施機関) 様

下記のとおり障害の現状を報告します。

年 月 日

住所

報告者 氏名

略

備考 略

(裏 面)

略

様式第17号(第13条関係)

(表 面)

学校医等公務災害補償遺族現況報告書

(実施機関) 様

下記のとおり遺族の現状を報告します。

年 月 日

年金証書の番号 第 号

住所

報告者(代表者) 氏名

略

備考 略

(裏 面)

略

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。